**別記様式**

年　　　月　　日

紀宝町長　様

住所

事業者　氏名又は団体名　　　　　　　　　　　　　㊞

及び代表者氏名

事 業 概 要 書

〇　この事業概要書は、「紀宝町小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」に基づき、事業者が町へ提出するものです。

〇　事業概要に必要事項を記入の上、工事に着手する前のできるだけ早い時期に、紀宝町環境衛生課へ提出してください。

〇　太陽光発電施設の設置予定場所の位置図及び配置図を添付してください。

【事業概要】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 内 容 | | | | 記入年月日 | 年 　月 　日 |
| １ | 施設設置予定場所（住所） （複数の地番がある場合は全て記入） | | |  | |
| ２ | 事業予定地の面積（㎡） | | |  | |
| ３ | 事業予定地の登記地目 （複数ある場合各々の地目と面積（㎡）を記入） | | |  | |
|  | ※現況地目が登記地目と異なる場合は、  右欄に現況地目を記入してください。 | |  | |
| ４ | 土地所有者名 | | |  | |
| ５ | 発電事業者 | | 事業者名 |  | |
| ６ | 代表者名 |  | |
| ７ | 住 所 |  | |
| ８ | 電話番号 |  | |
| ９ | 担当者名 |  | |
| 10 | 緊急連絡先 |  | |
| 11 | 総発電出力（ｋＷ） | | |  | |
| 12 | 設置区域における関係法令の確認の有無 | | | 有 無（関係法令： ） | |
| 13 | 事業認定申請予定 | | | 年 月 | |
| 14 | 設置工事着手予定 | | | 年 月 | |
| 15 | 運転開始予定 | | | 年 月 | |
| 16 | 事前説明を予定している地域 | | |  | |

注１　事業概要書の提出後に、事業概要の主要事項（1～11）に変更があった場合には、事業概要書を変更の上、再度提出してください。

２　提供のあった情報は、必要に応じ、市町、県、国の間で共有します。

３　地域住民への説明の際は、この事業概要書に基づき説明を行ってください。

**別表**

①「設置するのに適当でない区域」

関係法令等に基づき開発行為が厳しく制限（原則不許可等）されている区域又は防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可を要する区域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係法令 | 対象区域等 | 理 由 |
| 自然公園法 | 特別保護地区 | 優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、開発行為を制限している区域であるため。 |
| 第１種特別地域 |
| 第２種特別地域 |
| 第３種特別地域 |
| 森林法 | 保安林 | 水源の涵かん養、土砂流出の防備等のために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等を厳しく規制しているため。 |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | 農用地区域 | 優良農地を確保するため、転用が厳しく規制されているため。 |
| 農地法 | 甲種農地 |
| 第１種農地 |
| 土砂災害防止法 | 土砂災害（特別）警戒地域 | 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域であるため。 |
| 鳥獣保護管理法 | 鳥獣保護区内の特別保護地区 | 鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要があると認める区域であるため。 |
| 文化財保護法 | 史跡・名勝・天然記念物の指定地 （世界遺産の登録資産を含みます。） | 文化財の価値保全のために、指定地内の現状変更等が厳しく制限されているため。 |

②「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」

関係法令、条例の規定により許可、届出等を要するなど、防災、環境保全、景観、土地利用等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、十分な検討や調整を要する区域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係法令 | 対象区域等 | 理 由 |
| 自然公園法 | 普通地域 | 優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、一定規模以上の工作物の設置等を制限している区域のため。 |
| 三重県水源地域の保全に関する条例 | 特定水源地域 | 水源地域のうち、水道事業の水源地として水を供給していることから、森林の有する水源の涵かん養機能の維持増進を図るため、特に保全が必要な区域であるため。 |
| 農地法 | 第２種農地 | 周辺農地との調和や農地確保の観点から、一定の配慮が求められる区域であるため。 |
| 第３種農地 |
| 景観法 （三重県景観づくり条例） | 熊野川流域景観区域 | 世界遺産・熊野川を有する地域にふさわしい景観を形成していくために、世界遺産の登録資産（コアゾーン）及び緩衝地帯（バッファゾーン）と一体的な保全が求められる区域であるため。 |
| 河川法 | 河川区域 | 河川における流水の正常な機能を維持させるとともに、洪水、津波、高潮等による災害の発生を防止させるために指定されている区域であるため。 |
| 河川保全区域 |
| 海岸法 | 海岸保全区域 | 堤防の損傷等による治水上の支障を防止するため、工作物の設置については許可が必要な場合があるため。 |
| 港湾法 | 港湾隣接地域 | 港湾の適正な利用を確保するため、工作物の設置については許可が必要な場合があるため。 |
| 臨港地区 |
| 砂防法 （三重県砂防指定地等管理条例） | 砂防指定地 | 土砂災害を防止するため、土地の形状変更又は工作物の設置については許可が必要な場合があるため。 |
| 地すべり防止法 | 地すべり防止区域 | 地すべりを防止するため、土地の形状変更又は工作物の設置については許可が必要な場合があるため。 |
| 急傾斜地崩壊防止法 | 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、土地の形状変更又は工作物の設置については許可が必要な場合があるため。 |
| 文化財保護法 | 埋蔵文化財包蔵地 | 土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は、記録保存のための発掘調査を実施する必要があり、事業計画段階からの調整を要するため。 |

③　①②以外の区域

①及び②の区域以外であっても、土地の選定に当たっては、関係法令等を十分に確認し、検討や調整を行ってください。

さらに、太陽光発電施設の設置に関し、防災、環境保全、景観保全等の観点から、地域住民の理解が得られず、事業が進まないケース、想定していなかったコストの発生等さまざまな事業リスクが生じる可能性がありますので、①及び②の区域に関わらず、地域住民の生活環境に直接影響のある地域では、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定及び開発計画の策定を行ってください。